

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月7日

埼玉県公安委員会委員長 桐澤重彦

埼玉県公安委員会規則第2号

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる

司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年埼玉県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1号中「生活安全部長」の次に「、生活安全部サイバー局長」を加え、「生活安全部少年捜査課」を「生活安全部少年課」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。